

御坊日高老人福祉施設事務組合の人事行政の運営等の状況を報告します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

平成23年4月1日職員数	23年4月2日～24年4月1日		24年4月1日職員数
	退職者数	採用者数	
140人	9人	6人	137人

2. 職員の給与の状況

(1) 一人当たりの支給額（平成23年4月1日現在）

平均給料月額	平均年齢
241,701円	40.5歳

(2) 初任給の状況（平成23年4月1日）

区分	大卒	短大卒	高卒
一般行政職	172,200円	152,800円	140,100円

(3) 手当制度の状況

手当名	支給額等
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 ・配偶者 月 13,000円 ・その他 月 6,500円 (被扶養者のうち15歳～22歳の者は5,000円加算)
通勤手当	通勤手当（片道）が2km以上の職員に支給 ・自家用車等で通勤する場合 距離に応じ、月 2,000円～24,500円 ・交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額（上限55,000円）
超過勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員にその勤務した時間 数に応じて支給 ・当該職員の時間単価 × (1.25～1.60倍)
夜勤手当	夜勤勤務をした職員に支給 ・1回 5,000円 (介護職員処遇改善交付金の対象期間は、7,000円とする)
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 ・1回 5,000円 (介護職員処遇改善交付金の対象期間は、7,000円とする)
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に 3時間以上勤務した管理職員に支給 ・1回 6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は、上記額に150／100を 乗じて得た額。)

期末手当	基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給 • 6月期 期末手当基礎額 × 1. 25月分 扶養手当除く基礎額 × 役職加算 × 1. 25月分 • 12月期 期末手当基礎額 × 1. 35月分 扶養手当除く基礎額 × 役職加算 × 1. 35月分 ※期末手当基礎額 = 紙料月額+扶養手当 (役職加算額は、3級以上の職員に対し給料月額に加算)										
勤勉手当	基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給 • 6月期 勤勉手当基礎額 × 0. 7月分 勤勉手当基礎額 × 役職加算 × 0. 7月分 • 12月期 期末手当基礎額 × 0. 65月分 勤勉手当基礎額 × 役職加算 × 0. 65月分 ※期末手当基礎額 = 紙料月額 (役職加算額は、期末手当と同額)										
住居手当	借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 • 借家等居住 家賃に応じて27,000円を限度に支給 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)										
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務局長（5級以上）</td> <td style="text-align: center;">月額 23,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局次長（4級以上）</td> <td style="text-align: center;">月額 23,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計管理者（4級以上）</td> <td style="text-align: center;">月額 23,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設長（4級以上）</td> <td style="text-align: center;">月額 23,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※4級は月額17,000円	職種	支給額	事務局長（5級以上）	月額 23,000円	事務局次長（4級以上）	月額 23,000円	会計管理者（4級以上）	月額 23,000円	施設長（4級以上）	月額 23,000円
職種	支給額										
事務局長（5級以上）	月額 23,000円										
事務局次長（4級以上）	月額 23,000円										
会計管理者（4級以上）	月額 23,000円										
施設長（4級以上）	月額 23,000円										

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区分	勤務時間等
勤務をする曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く。)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く、実質7時間45分勤務)
1週当たりの勤務時間	38時間45分勤務 (7時間45分×5日間)
年間総勤務時間	2,015時間勤務 (38時間45分×52週間)

※施設においては、上記を基本として変則勤務

(2) 休暇制度 (平成23年使用実績)

休暇の種類		休暇日数等	使用実績
有給休暇	年次休暇	全職員に対し、1年につき20日間付与 (前年未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越)	平均使用日数 2.6日
	夏季休暇	全職員に対し、7月から9月までの間において、3日間付与	平均使用日数 3日
	出産休暇	出産予定日前6週間、産後8週間の期間内	取得数 5人
	検診休暇	妊娠中の職員が保健指導又は健康診査等を受ける際	取得数 0人
	服喪休暇	親族の喪に遭った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大10日間付与	取得数 28人
	祭日休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合に1日間以内	取得数 0人
	結婚休暇	結婚する職員に対し、最大5日間付与	取得数 3人
	配偶者出産休暇	配偶者の出産に際し、最大2日間付与	取得数 1人
	ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合において5日間以内	取得数 0人
	病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる90日を超えない範囲内で必要最小限度の期間。	平均使用日数 2.8日
無給休暇	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護に5日間の休暇を付与	取得数 1人
	骨髄移植	登録から提供までの手続で必要な期間を付与	取得数 0人
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない職員に対し、6月を限度として必要な休暇を付与	取得数 0人

(3) 育児休業等の取得状況 (平成23年度)

区分	取 得 者 数		
	男性	女性	計
育児休業	0人	8人	8人
部分休業	0人	0人	0人

(うち5人は年度内取得)

(うち1人は年度内復帰)

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者数 (平成23年度)

処 分 内 容		処 分 者 数	処 分 事 由
分限処分	免 職	0人	
	降 任	0人	
	休 職	0人	
	降 紙	0人	
懲戒処分	免 職	0人	
	停 職	0人	
	減 紙	0人	
	戒 告	0人	

5. 職員の服務の状況 (平成23年度)

区 分	違 反 者 数
命令に従う義務	0人
信用失墜行為の禁止	0人
秘密を守る義務	0人
政治行為の制限	0人
争議行為等の禁止	0人
営利企業従事制限	0人

6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況 (平成23年度)

実 施 機 関	研 修 名	受講者数
和歌山県市町村職員研修協議会	新規採用職員研修	9人
	メンタルヘルス研修	1人
	市町村職員法制執務研修	2人
各種研修機関	施設長・管理者等研修会	7人
	安全運転管理者講習会	4人
	介護保険サービス事業集団指導	12人
	高齢者虐待研修	10人
	和歌山県老人福祉施設協議会研修会	4人
	和歌山県老人福祉施設協議会全体研修会	2人
	和歌山県老人福祉施設協議会視察研修	1人
	養護老人ホーム職員研修会	1人
	栄養士研修	4人
	認知症介護実践研修	4人

実施機関	研修名	受講者数
各種研修機関	高齢者権利擁護実務看護職員研修	6人
	企業トップクラス人権啓発推進研修者責任研修	1人
	医療と介護の連携を考えるシンポジウム	8人
	福祉サービス苦情解決研修	4人
	クレーム対応研修	2人
	特養医療ケア連携協働指導者養成研修	2人
	要介護認定調査新任研修	3人
	要介護認定調査員基礎研修	2人
	要介護認定調査員現任研修	6人
	ケアプラン適正化推進研修	1人
	共済事務担当者研修会	1人
	和歌山県事故・感染症対策研修	1人
	介護職のための医学基礎研修	4人
	介護職員のための救急法講習会	1人
	介護職員等による痰の吸引等研修	2人
	介護支援専門員研修課程Ⅰ	2人
	介護支援専門員基礎研修	2人
	和歌山県キャラバンメイト養成研修	1人
	社会福祉主事資格認定通信課程受講研修	3人
	予防給付運動機能向上サービス研修	1人
	新任職員研修	1人

(2) 勤務成績の評定の状況(平成23年度)

評定時期	評定結果		不良に係る主な理由
	良好	不良	
平成23年度	0	0	

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成23年度)

(1) 健康診断等の状況

区分	受診者数	内容等
特定業務従事者職員健康診断	56人	深夜業務に従事する職員の健康診断
定期健康診断	129人	職員の健康診断
腰痛検査	79人	介護等にあたる職員

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数		災害の概要
地方公務員災害補償基金	公務災害	1件	左上腕骨骨幹部骨折
	通勤災害	0件	